

教育委員会定例会協議報告事項

令和8年5月26日

【報告事項】

- こども性暴力防止法施行に向けた対応について (教育総務課 資料P 1～3)
- コウノトリの営巣(栃尾地域)について (科学博物館 資料P 4)
- 児童生徒の生成A I活用開始に向けて (学校教育課 資料P 5～25)
- 令和7年度第2回スポーツ推進審議会報告について (スポーツ振興課 資料P 26)

こども性暴力防止法施行に向けた対応について

1 制度概要

児童等に教育、保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を義務付けるもの（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律。令和8年12月25日施行）

2 制度対象

(1) 対象事業

ア 法の措置を義務として行う事業

学校、認可保育所、認定こども園、児童養護施設、指定障害児通所支援事業、乳児等通園支援事業など

イ 国の認定を受けて法の措置を行う事業

一時預かり、病児保育、放課後児童クラブなど

(2) 対象従事者

ア 一律対象となる職種

教員、保育士、児童指導員など

イ 実態に応じて判断する職種（支配性、継続性、閉鎖性を有する場合は対象）

事務職員、管理員、調理員、バス運転手、嘱託医など

3 長岡市教育委員会での対応

- ・教育委員会内の対象職種、事業の調査を実施（4月～）
- ・ワーキンググループを設置し、各種事項の検討（5月～）

4 法施行に向けて必要な対応

- ・対象従事者の範囲の検討、確定及び従事者等への周知
- ・事業に応じた不適切な行為等の範囲の検討、確定
- ・相談対応、研修、規程の整備等の体制整備
- ・国への事業者情報の登録準備
- ・特定性犯罪前科の有無の確認及び事実確認情報の適正管理

教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

令和8年
(2026)
12/25
施行



こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point
1

制度開始後、対象事業者は、従事者に、**性犯罪前科の有無を確認すること**が求められます。

Point
2

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**配置転換等の雇用管理上の措置**が必要になります。
※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point
3

制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、**採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認**しておいてください。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。
こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。
学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。
それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



対象事業

- ・学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校)
- ・認可保育所、認定こども園
- ・児童養護施設
- ・障害児施設 など



対象業務

- ・教員、部活動指導員
- ・保育士
- ・児童指導員
- ・児童発達支援管理責任者 など



認定対象



- ・認可外保育施設
- ・一時預かり、病児保育
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾、スポーツクラブ など



- ・保育従事者
- ・子育て支援員研修等受講者
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など



今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- ・ 安全確保措置 …… 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備 等
- ・ 犯罪事実確認 …… 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- ・ 防止措置 …… 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策 等
- ・ 情報管理措置 …… 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

- ✓ **就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと**
 - ✓ **採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと**
- 等の対応を、制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。

令和7 (2025) 年度

令和8 (2026) 年度

年内～年明け

12月

ガイドライン
策定

アカウント登録
開始 (予定)

法施行

いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事者に周知すること、採用選考時に性犯罪前科を確認することなどが必要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が対応すべき事項(性犯罪前科の確認、研修受講等)の周知をお願いします。



施行までに対応が必要なこと※3

法で求める体制整備

こどもからの相談窓口の設置、不適切な行為の検討など、法で求める取組の準備が必要です。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。なりすまし防止のため、GビズID※2の事前取得をお願いします。



※1 令和8 (2026) 年12月25日以降

※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。

※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、
こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索 🔍



コウノトリの営巣（栃尾地域）について

（１）概要

令和８年４月８日（水）、東北電力により栃尾地域の電柱頂部にコウノトリの営巣（卵１つ）を確認

- ⇒ 電線の切替工事、近隣住民への説明、注意喚起看板等の設置
- ⇒ 県内では、上越市が３年連続でひな誕生 今年も３カ所で繁殖
- ※コウノトリは「国の特別記念物」及び「国内希少野生動植物種」であり、「文化財保護法」及び「種の保存法」により「捕獲、飼育、殺傷」などが法律により禁止されている

（２）自治体の役割

- ・ふ化日の特定、巣立ちまでのモニタリング等、繁殖状況の記録（カメラ設置、録画）
- ・個体特定のための足環装着への支援（兵庫県立コウノトリの郷公園 専門チーム招へい）
- ・近隣住民への周知（回覧板、支所だより）、報道発表等
- ・糞害、見学者に対する近隣住民影響への対応

（３）スケジュール

- ・４月中旬 抱卵の開始を確認
- ・５月上旬 ふ化の様子を確認（今後、録画からふ化日を特定し、足環装着日を決定）
- ・６月下旬 足環の装着（コウノトリの郷公園） ⇒ 報道発表を予定
- ・７月頃 巣立ち

（４）巣立ち後について

- ・巣立ち後の巣撤去は、原則的に東北電力の判断
 - ⇒ 翌年以降も同じ場所に営巣することが多く、電柱の無電化や人口巣塔の設置を検討
- ・特別天然記念物である野鳥への理解、探求教育への活用



学習活動における生成 AI の適切な 利活用に向けた指導上の留意点

令和 8 年 5 月
(ver1.0)

長岡市教育委員会
学校教育課

改訂履歴

施行年月日	版番号	改訂理由・内容
令和8年5月	第1.0版	

1 目的

1.1 策定にあたって

長岡市教育委員会が導入している生成 AI ツール「Gemini（Google 社製）」をはじめ、教育活動で児童生徒が生成 AI（※1）を利活用する際に留意すべき事項を定めたものである。

生成 AI の利用に当たっては、本通知をよく読み、理解したうえで生成 AI を安全かつ効果的に利活用するものとする。なお、留意点の策定にあたっては「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（ver.2.0）」（文部科学省令和6年12月）を参考に行っている。

この通知の目的は、生成 AI の利活用を一律に規制することではなく、児童生徒がその特性を正しく理解し、自らの学びを深化させるための「道具」として賢く使いこなす能力を育成することである。これからの社会では、生成 AI を単なる技術として捉えるのではなく、倫理観、知的財産権、そして批判的思考力（ファクトチェック能力）を伴って利活用する能力が不可欠である。

※1 生成 AI

入力文字に応答してテキスト、画像、または他のメディアを生成することができる人工知能システムやサービスのこと。

1.2 基本姿勢

- ・児童生徒が生成 AI を「答えを出すだけの道具」として扱うのではなく、「自らの思考を補助・拡張するための道具」として主体的に活用すること
- ・生成 AI の特徴を理解しつつ、最終的には自らが判断し、生成 AI の出力結果を踏まえた成果物に自ら責任をもつこと

2 生成 AI 特有のリスクと安全な利活用のための教育

生成 AI の進化は日進月歩で進んでいる。その中においても以下に示す生成 AI 特有のリスクについての理解を進め、安全な利活用ができるよう学習を経て理解したうえで、児童生徒は目的に応じて利活用することができる。

2.1 生成 AI 特有のリスクの理解

1. ハルシネーション：

生成 AI は、事実に基づかない「虚偽」や「不正確」な情報を、あたかも事実であるかのように生成することがある。この現象は「ハルシネーション（幻覚）」と呼ばれ、AI が学習データの偏りや不足、またはアルゴリズムの複雑さに起因して、存在しないパターンや情報を誤って生成することが原因で起こるものである。

2. バイアス：

生成 AI の回答は、学習データの偏りや、特定の性別、人種、文化的背景に基づいた固定観念を反映する場合がある。この偏見は「バイアス」と呼ばれ、不正確な表現や誤った認識につながるリスクがある。

2.2 ファクトチェックの育成

ハルシネーションやバイアスのリスクを乗り越えるためには、児童生徒自身が生成物の真偽を判断する「ファクトチェック」について意識し、実践していくことが必須となる。ただし、これは各教科横断的な教育活動を通じて継続的に育成されるべきものであることから、教育活動全体で育む必要がある。

○ファクトチェックの具体的な指導内容や活動例

- **情報源の確認：**生成 AI が提供する情報の出典を確認し、それが公的機関（ドメインに go.jp や lg.jp を含む）や信頼性の高いメディアによるものかを判断させる。
- **複数の情報源でのクロスチェック：**一つの情報源に頼るのではなく、異なる複数のソースを用いて同じ情報を確認することで、情報の信憑性を高めることを指導する。
- **情報の更新日を確認：**生成 AI の回答は、しばしば古い情報に基づいているため、情報の更新日や発行日を必ず確認する習慣をつけさせる。
- **実践演習：**「〇〇市の人口」や「学校の児童生徒数」など、正誤を判定しやすい具体的な「事实的知識」を題材に、ファクトチェックそのものの練習を行う。

2.3 児童生徒が生成 AI を安全に利活用するために遵守すべきポイント

1. 知的財産権の尊重

生成 AI が生成した文章や画像は、インターネット上の膨大なデータを学習して作成されるため、既存の著作物と同一・類似する可能性がある。このような生成物をそのまま利用する行為は、著作権侵害にあたる可能性があるため、注意が必要である。

- **原則：**生成 AI はあくまでアイデア出しの補助として活用し、最終的な成果物は自らの考えや手を加えて創作するものとする。
- **注意点：**生成 AI の生成物をそのままレポートやコンクール作品として提出することは禁止する。生成された文章や画像を参考にする場合でも、必ず複数の情報源で内容を

確認し、自分の言葉で表現し直すことを徹底する。生成過程において人間の創作的寄与が認められない限り、生成物に著作権は認められない可能性があることを理解する。

2. 個人情報・プライバシー保護

自分や他者のプライベートな情報（氏名、住所、電話番号、成績、顔写真など）を生成 AI に入力してはならない。これは、その情報が AI の学習データとして利用されたり、予期せぬ形で漏洩したりするリスクがあるためである。友人や教職員、保護者に関するプライベートな情報も同様に入力しないことを徹底すること。

3. 情報セキュリティ

学校が指定した端末やアカウントを使用すること。

3 利用可能なサービス

3.1 利用可能なサービス

○学習場面で利活用する際は、長岡市教育委員会が提供する以下のサービスを基本とする。

サービス名	サービス提供事業者	使用条件等	使用可能学年
Gemini	Google	長岡市が付与する Google アカウントで 使用すること	原則として中学校 1 年 生以上
NotebookLM	Google		
Canva AI	Canva		

○ブラウザ等に付随する AI 機能（Google AI モード等）もアクセス可能だが、上記サービスと同様に留意して利活用すること。

○長岡市教育委員会が提供するサービス以外の生成 AI サービスを利活用する場合は、「米百俵ネットワーク運用の手引き」項番 8「長岡市におけるクラウドサービスの利用について」に基づき、教育委員会の許可を得た上で利用する。

3.2 利用申請

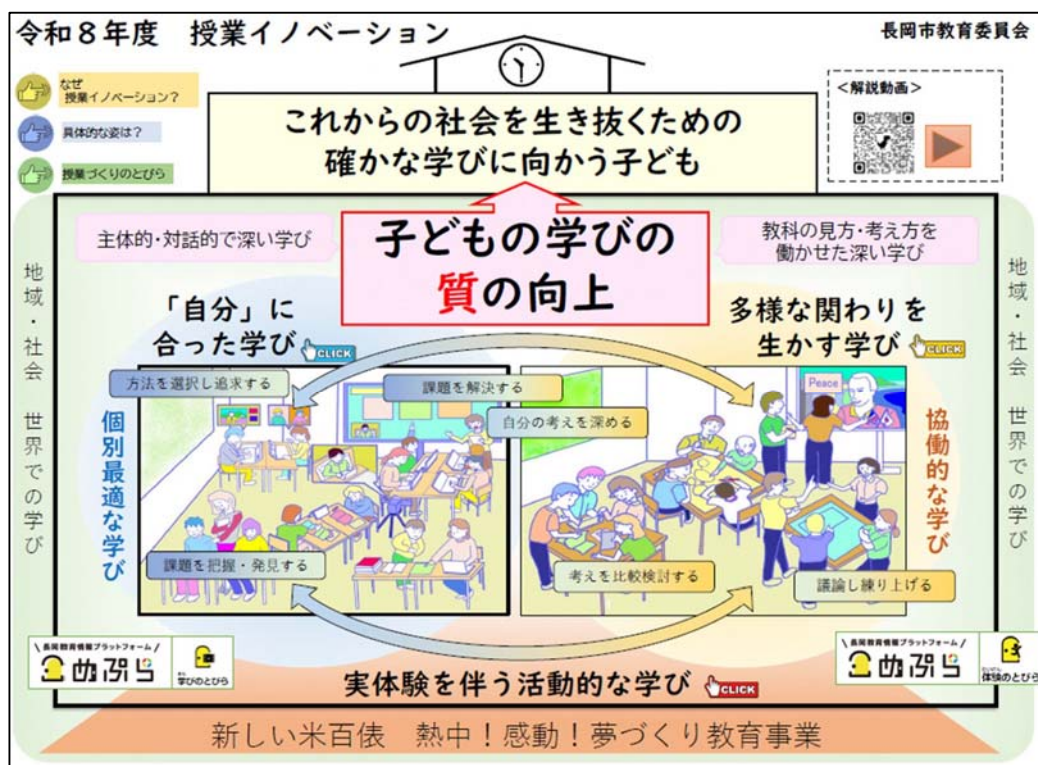
- （１）長岡市教育委員会が提供するサービス
申請は不要とする。

- (2) 長岡市教育委員会が提供するサービス以外
「米百俵ネットワーク運用の手引き」項番8に基づき、教育委員会に問い合わせること。その後、教育委員会で協議し、使用の可否を決定する。

※(1)(2)ともに資料1「児童生徒が生成 AI を利活用する際のチェック項目シート」や資料2「教職員が児童生徒の学習活動で生成 AI を利活用させる際のチェック項目シート」で児童生徒の状況を確認した上で使用を判断すること。

4 日々の授業での利活用例

子どもの学びの質の向上を目指し、授業イノベーションを進めていく中で、生成 AI を効果的に利活用することによって、より効果が見込まれる一例を以下に記載する。



生成 AI を効果的に利活用することによって効果が見込まれる活動例

- ・ 自分の興味や理解度に合わせた解説資料として使用し、知識・技能の定着を図る。
- ・ レポートや作文の添削や評価に活用し、表現力を高める。
- ・ 英会話の練習として活用し、スキルを磨く。
- ・ 多面的、多角的な視点を収集する。
- ・ 発表時のリハーサルや練習場面で活用し、スキルを磨き、自身の考えの妥当性を把握する。
- ・ 観察や実験の際の補助資料として活用し、より充実した観察や実験につなげる。

また、文部科学省ガイドラインにおける利活用が考えられる例、不適切と考えられる例についても十分に参照すること。

Box-5. 学習場面において利活用が考えられる例、不適切と考えられる例

(利活用が考えられる例)

- 情報モラル教育の一環として、生成 AI が生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気付く
- 生成 AI をめぐる社会的論議について児童生徒が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用する
- グループの考えをまとめる、アイデアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する
- 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする
- 外国人児童生徒等の日本語学習や学習場面での補助のために活用する
- 生成 AI の利活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲し、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出する
- プログラミングの授業において、児童生徒のアイデアを実現するためのプログラムの制作に活用する
- 生成 AI を利活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行う
- 教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、より内容に対する深い理解を生み出す助けとする

(不適切と考えられる例)

- 生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で、自由に使用する
- 各種コンクールの作品やレポート・小論文等について、生成 AI による生成物をほぼそのまま自己の成果物として応募・提出する（コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要）
- 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など、感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面等で安易に使わせる
- テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に利用する
- 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに生成 AI の出力のみに頼る
- 定期考査や小テスト等で使わせる（学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない。CBT で行う場合も、フィルタリング等により、生成 AI が使用し得る状態とならないよう十分注意すべき）
- 児童生徒の学習評価を、教師が判断せずに生成 AI からの出力をもって行う
- 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、生成 AI のみに相談させる

参照：初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン P17 文部科学省（R6.12月）

資料1

【児童生徒が生成 AI を利活用する際のチェック項目シート】

●利用目的の確認:

☐ なぜ生成 AI を使うのか、目的は明確ですか？

(例：いろいろな立場の意見を集めるため、リハーサルや練習のため、観察や見学の際の補助のためなど)

●入力情報の確認:

☐ 自分や他人の個人情報を入力していませんか？

☐ 成績やテストの点数など、他の人に知られたくない情報を入力していませんか？

●生成物の確認:

☐ 出てきた答えが本当かどうか、教科書や他のサイトで確認しましたか？

☐ 生成 AI が作った文章や画像をそのまま使わず、自分の考えや工夫を加えていますか？

●著作権の尊重:

☐ 作文やレポート、作品に生成 AI の生成物をそのまま使っていませんか？（自分の考えや表現を大切にしましょう）

☐ 出典や引用について、明記をしていますか？

(生成 AI を使用した場合、何のツールを使用して作成したのか、どのようなプロンプトを入力したのか、作成した日時などを明記しましょう)

資料2

【教職員が児童生徒の学習活動で生成 AI を利活用させる際のチェック項目シート】

生成 AI 特有のリスクと安全な利用のための教育を受けている児童生徒であり、下記項目における理解が進んでいることを確認している。

●児童生徒の状況

- ☐ ハルシネーション、バイアスを理解した上でのファクトチェックの重要性
- ☐ 情報の真偽を確実に確かめること
- ☐ 一度の出力を鵜呑みにせず、何度か出力をしながら回答内容についての妥当性を高めること
- ☐ 知的財産権の尊重
- ☐ 生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと
- ☐ 使用方法によっては不適切または不正な行為になること
- ☐ 出典、引用を記載すること
- ☐ 個人情報・プライバシー保護の重要性
- ☐ 使用する生成 AI の利用規約を確認・理解していること

●利用目的の確認：

- ☐ 生成 AI を使う目的を明確に児童生徒に伝えている。

児童生徒の生成AI活用開始に向けて

①先生方の校務利用を進める市独自のガイドラインの策定

「校務DXに係る生成AI利用ガイドライン」を
通知
(令和7年2月)

長岡市教育委員会

校務DXに係る生成AI利用ガイドライン

令和7年2月
(ver.1.0)

教育部 学校教育課

期日	内容
令和5年7月	文科省ガイドライン暫定版(ver.1.0)
令和6年12月	文科省ガイドライン(ver.2.0)



令和7年2月	市校務DXに係る生成AI利用ガイドライン(ver.1.0)
令和8年5月	○長岡市校務DXに係る生成AI利用ガイドライン(ver.2.0)※今後通知 ○長岡市生成AI教育利用に係る留意事項(ver1.0)

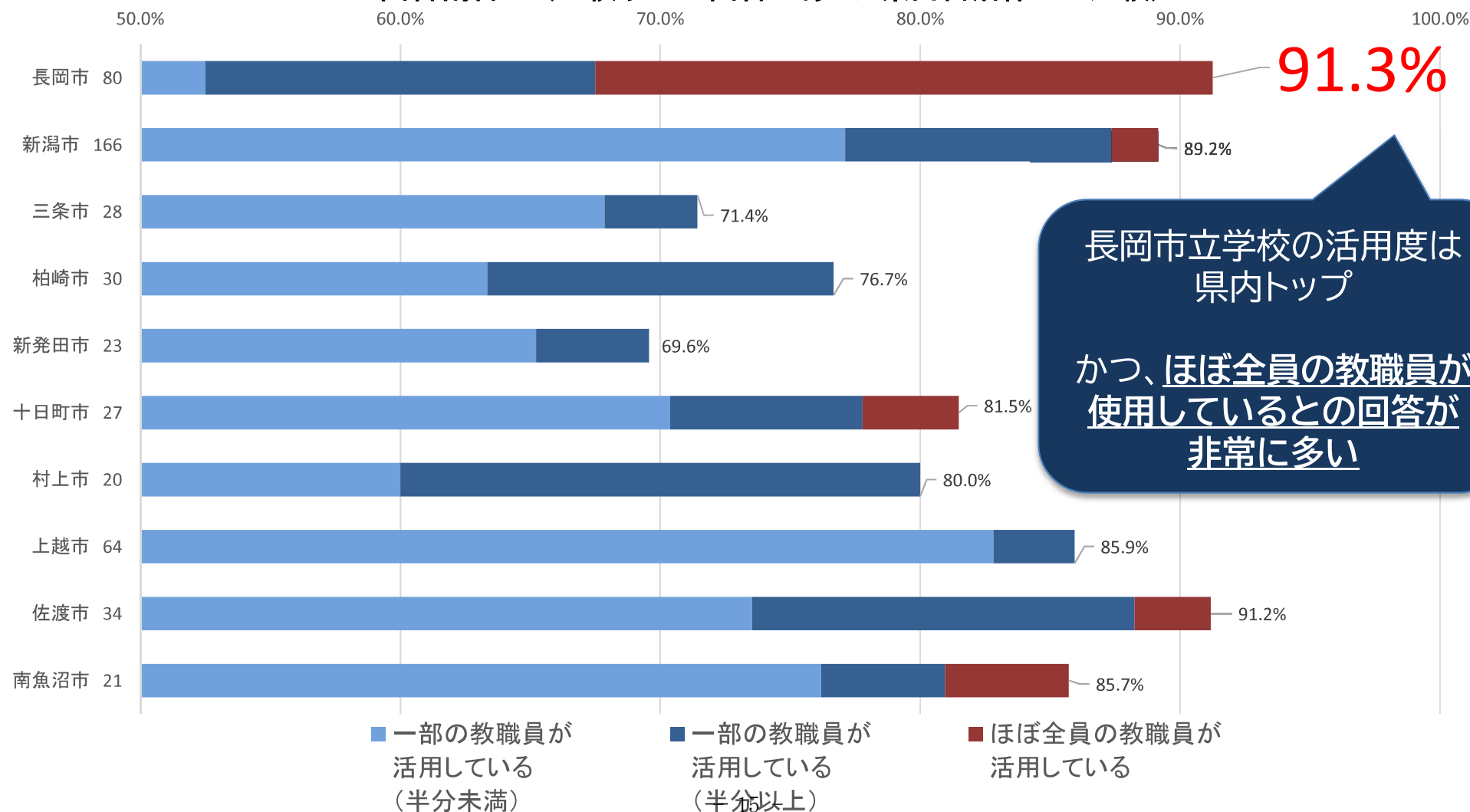
GoogleGemini、NotebookLM
CanvaAI、AdobeExpressといった
ツールを全職員が校務用端末で市配付の
Googleアカウント環境下において
安全に使用することが可能

児童生徒の生成AI活用開始に向けて

②令和7年度「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づく学校・学校設置者における自己点検結果（令和8年3月10日）

生成AIの校務での活用状況

ほぼ全員の教職員が活用している、もしくは半分以上、または一部の教職員が活用しているとの回答割合（20校以上の回答があった県内自治体での比較）



長岡市立学校の活用度は
県内トップ

かつ、ほぼ全員の教職員が
使用しているとの回答が
非常に多い

児童生徒の生成AI活用開始に向けて

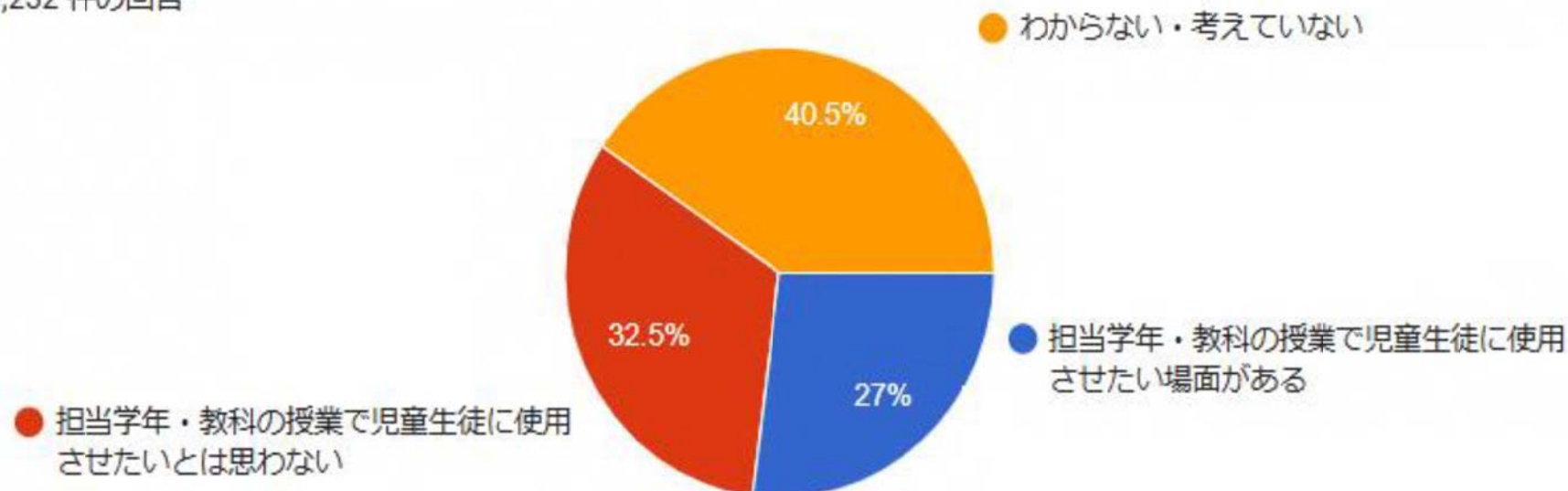
③校務利用の充実を教育利用へ 先生の意識

○先生の意識（市ICT調査 令和8年1月 ※授業をしている教職員対象）

生成AI 児童生徒の活用

授業における子どもたちの生成AIの利活用について

1,232 件の回答



27%の教職員は自身の授業に生成AIを取り入れたいと回答

児童生徒の生成AI活用開始に向けて

③校務利用の充実を教育利用へ 先生の意識

○市教育センター研修講座 授業での生成AI活用(令和8年5月12日実施)

・参加者 全ての小・中・総合支援学校から1名以上 89名の参加
視聴覚主任以外の教諭や管理職等も多く参加

(受講者の感想)

○「生成AIを授業で使ってみたい」「生徒にも利用してもらいたい」と思っていたところでさらに意欲が増した。**生徒には、AIがハルミネーションを起こすことは よくあるということをしっかりと認識させ、有効活用させていけるよう努力していきたい。**

○**電卓やGoogle検索のように、生成AIを我々職員が積極的に活用し、注意点や便利な使い方などを考えていく必要があると強く感じました。**

○児童生徒が自宅でも生成AIを使っている以上、**私たちが後手に回ることのないよう研修を進め、学校で基本的な考え方やリスクについてしっかりと教えていくことが必要だ**と感じました。

児童生徒の生成AI活用開始に向けて

④児童生徒 授業中のAI要約等への意識

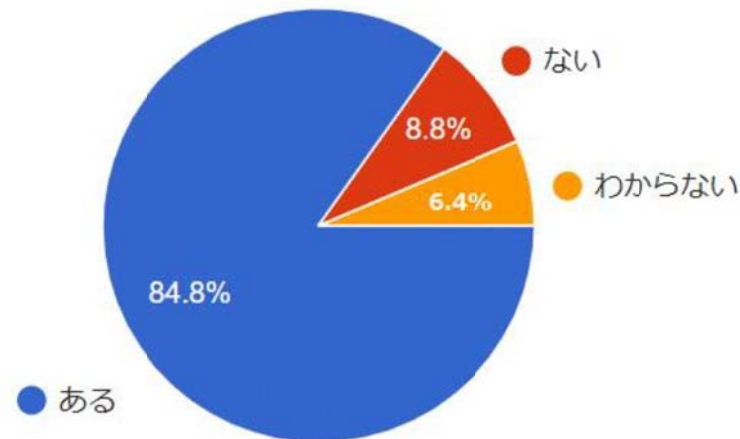
○児童生徒の実態（市端末の利活用調査 令和8年5月 小4年生～中3年生対象）

生成AI 児童生徒の活用

2026.5.18 11:00現在

Q14.授業中にタブレット端末でインターネット検索（けんさく）をしたときに、AIを使った要約（ようやく、下の図は例として長岡市を検索した時に表示された要約の部分）やAIモードを見たり、使ったことがありますか。あてはまる選択肢を選んでください。

6,307 件の回答



無意識に触れることも含めて、8割以上の児童生徒がすでに利用しているという実態

児童生徒の生成AI活用開始に向けて

⑤生成AI活用に向けた基本姿勢 留意点の共有

基本姿勢

- ・児童生徒が生成AIを「答えを出すだけの道具」として扱うのではなく、「自らの思考を補助・拡張するための道具」として主体的に活用すること
- ・生成AIの特徴を理解しつつ、最終的には自らが判断し、生成AIの出力結果を踏まえた成果物に自ら責任をもつこと

- 「学習活動における生成AIの適切な利活用に向けた指導上の留意点」を策定
- ICT協力員による「学習活動における生成AIの適切な利活用に向けた指導上の留意点」に則った先行実践(教育活動で必要に応じて生成AIを利活用する)の実施
- 「学習活動における生成AIの適切な利活用に向けた指導上の留意点」について、先行実践から得られた知見を整理し、再検討を進め、市内全域に通知

児童生徒の生成AI活用開始に向けて

⑤生成AI活用に向けた基本姿勢 留意点の共有

学習活動における生成AIの適切な 利活用に向けた指導上の留意点

1 目的

1.1 策定にあたって

長岡市教育委員会が導入している生成AIツール「Genini（Google社製）」をはじめ、教育活動で児童生徒が生成AI（※1）を利活用する際に留意すべき事項を定めたものである。

生成AIの利用に当たっては、本通知をよく読み、理解したうえで生成AIを安全かつ効果的に利活用するものとする。なお、留意点の策定にあたっては「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（ver.2.0）」（文部科学省令和6年12月）を参考している。

この通知の目的は、生成AIの利活用を一律に規制することではなく、児童生徒がその特性を正しく理解し、自らの学びを深化させるための「道具」として賢く使いこなす能力を育成することである。これからの社会では、生成AIを単なる技術として捉えるのではなく、倫理観、知的財産権、そして批判的思考力（ファクトチェック能力）を併せて利活用する能力が不可欠である。

※1 生成AI

入力文字に応じてテキスト、画像、または他のメディアを生成することができる人工知能システムやサービスのこと。

1.2 基本姿勢

- ・児童生徒が生成AIを「答えを出すだけの道具」として扱うのではなく、「自らの思考を補助・拡張するための道具」として主体的に活用すること
- ・生成AIの特徴を理解しつつ、最終的には自らが判断し、生成AIの出力結果を踏まえた成果物に自ら責任をもつこと

2 生成AI特有のリスクと安全な利活用のための教育

生成AIの進化は日進月歩で進んでいる。その中においても以下に示す生成AI特有のリスクについての理解を進め、安全な利活用ができるよう学習を経て理解したうえで、児童生徒は目的に応じて利活用することができる。

学習活動における生成AIの適切な利活用に向けて

長岡市教育委員会 学校教育課

これからの社会を生き抜くみなさんにとって、生成AIの特性を正しく理解し、自らの学びを深めるための「道具」として賢く使いこなす能力を育てていくことはとても大切です。

◎生成AIを使用するうえでの基本姿勢◎

- ・児童生徒が生成AIを「答えを出すだけの道具」として扱うのではなく、「自らの思考を補助・拡張するための道具」として主体的に活用すること
- ・生成AIの特徴を理解しつつ、最終的には自らが判断し、生成AIの出力結果を踏まえた成果物に自ら責任をもつこと

◎生成AIを使用するときは、次のことを確実に確認しましょう。
チェック項目シート（裏面）も使いながら、効果的かつ安全に生成AIを使用しましょう。

生成AI（ジェネレイティブAI）を賢く使おう！～みんなの学びを広げるためのガイド～



※こちらの図はNotebookLMをもとに作成しました。

チェック項目シートは裏面へ～

左記留意点の記載内容をまとめた
児童生徒対象の配付資料
(A4版両面1シート)

児童生徒の生成AI活用開始に向けて

⑥教育利用の具体的な姿

○全国各地の生成AIパイロット校の様子から（市の現環境でも可能）

- ・ 文字情報だけではなく、画像や動画を基に活用
→ Geminiを活用し、整理や分析
- ・ レポート（自身の考えたこと）の新たな視点でのアイデアの補填、推敲の支援
- ・ 実験結果からの考察や分析の補助、妥当性の検討
→ 特定の役割や指示を設定したカスタムAI（Gemini内「Gem」）の活用
→ 回答の背景となる資料を読み込ませて、その内容を基にした回答が可能となる機能（NotebookLM）の活用
- ・ 学習内容の定着 一問一答アプリ、クイズ、スライド、動画解説の作成
→ Gemini、NotebookLMを使用して子ども自身が作成し活用、学級でも共有

※入力した内容は市アカウント下での利用では生成AIの学習に使用されない。

- ・ 文字情報だけではなく、画像や動画を基に活用
→ Geminiを活用し、整理や分析

○画像を活用してここまでの活動を整理

- ・ 製作途中の作品（製品）の画像を撮影して、今後の製作に向けた個別のアドバイスを受け取る。

○動画を活用して分析

- ・ 球技を実践している様子を動画で撮影し、動きを分析する。
- ・ 英会話の様子を動画で撮影し、発話内容を評価し、修正点を得る。

○回答内容をもとにした効果的な壁打ち

- ・ 生成AIからの回答のうち、気になるフレーズをさらに問い直し、内容理解を進める。

・レポート(自身の考えたこと)の新たな視点でのアイデアの補填、推敲の支援 →特定の役割や指示を設定したカスタムAI(Gemini内「Gem」)の活用

歴史分野 レポート判定くん

幕府の財政改革と人口減少などの課題を先を見通して当時のリーダーが頑張った。何よりも先を見通した政策を打って出ることが大切だと思う。

歴史分野 レポート判定くん・カスタム Gem

生徒の記述に対する評価は以下の通りです。

評価結果

評価観点	評価
思考・判断・表現	C
主体的に学習に取り組む態度	C

田村 〇〇 シートにエクスポート

評価理由

🧠 思考・判断・表現：C

- ・ **課題への応答の不十分さ**: 追究課題は「江戸時代の課題から、次の時代がどのような社会になるべきか考えよう」というものです。生徒の記述は、「幕府の財政改革と人口減少などの課題を先を見通して当時のリーダーが頑張った。何よりも先を見通した政策を打って出ることが大切だと思う」というものであり、「江戸時代の課題」(具体的な問題)の言及が非常に抽象的で、その課題を踏まえた「次の時代がどうなるべきか」という具体的な提案や考察がほとんどされていません。
- ・ **分析・論理性の欠如**: 「複数の改革者の政策を比較・分析」の形跡が乏しく、陥った具体的な要因についての分析もありません。単なる感想や一般論で学んだ「事実」と自分の「考え」の間の妥当な因果関係が示されていない。
- ・ **基準との照合**: B評価の基準である「改革者の政策について、学んだことを活かして」にも達しておらず、C評価の基準「追究課題への答えとして、具体的な言葉や用語が正しく書けていてもC評価とする」に該当すると判断しました。

💡 **今後の改善点**

より良いレポートにするために、以下の点を意識して記述を見直しましょう。

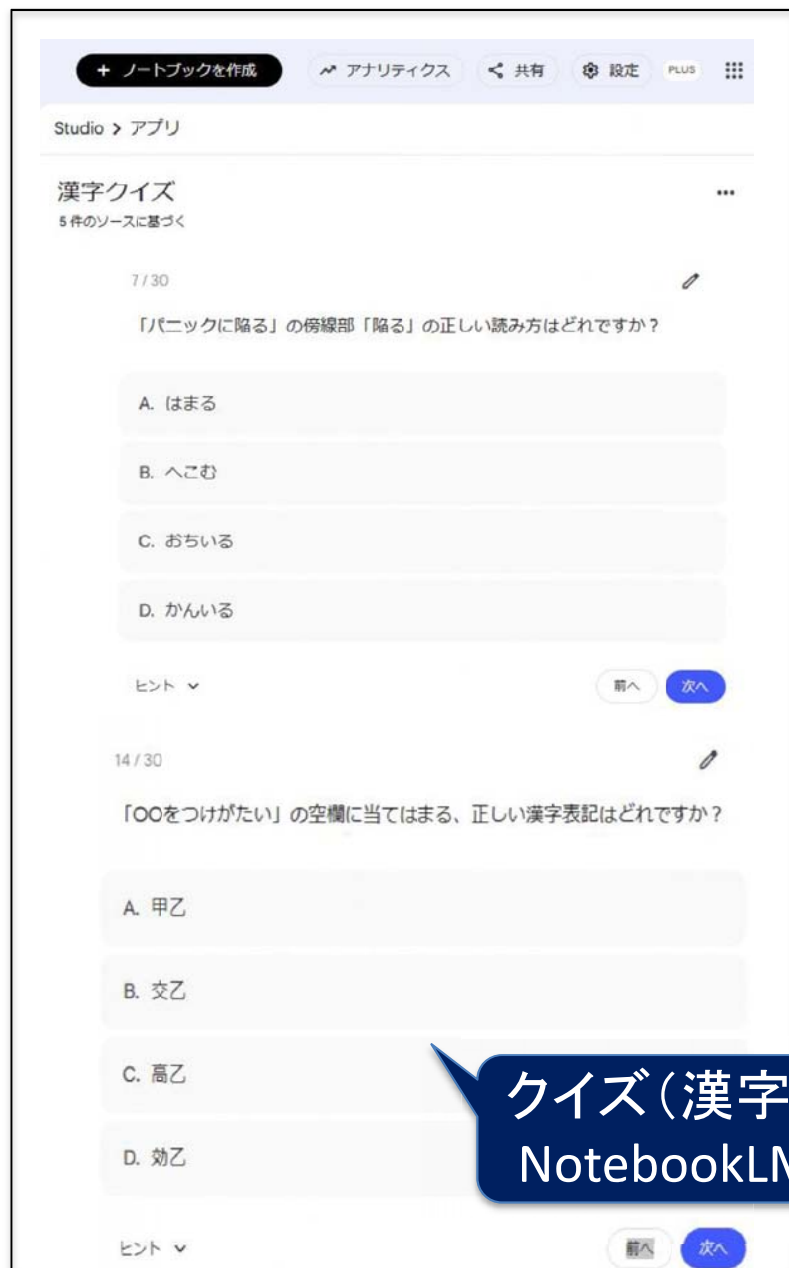
1. **江戸時代の具体的な課題を明記する:**
 - ・ 単元で学んだ「財政難」の要因(例: 商業の発達による物価上昇、武士の収入が米であること、幕府の収入が年貢中心であることなど)や、「人口減少」の背景(例: 飢饉や間引き)などを具体的に触れましょう。
2. **改革を比較・分析する:**
 - ・ 三大改革(享保・寛政・天保)のリーダーが、上記の課題に対してそれぞれどのような政策を打ったのかを挙げ、その効果や限界を簡単にまとめると、レポートの厚みが増します。
3. **「次の時代」への提言を具体的にする:**
 - ・ 江戸時代の改革が上手くいかなかった点(例: 商業の発達を抑制しようとした点など)を踏まえ、「次の時代(現代の社会など)」において、どのような社会システムを築きたいのかを具体的に述べましょう。

①あらかじめ読み込ませた評価基準をもとに、レポートや振り返りの記述内容を評価

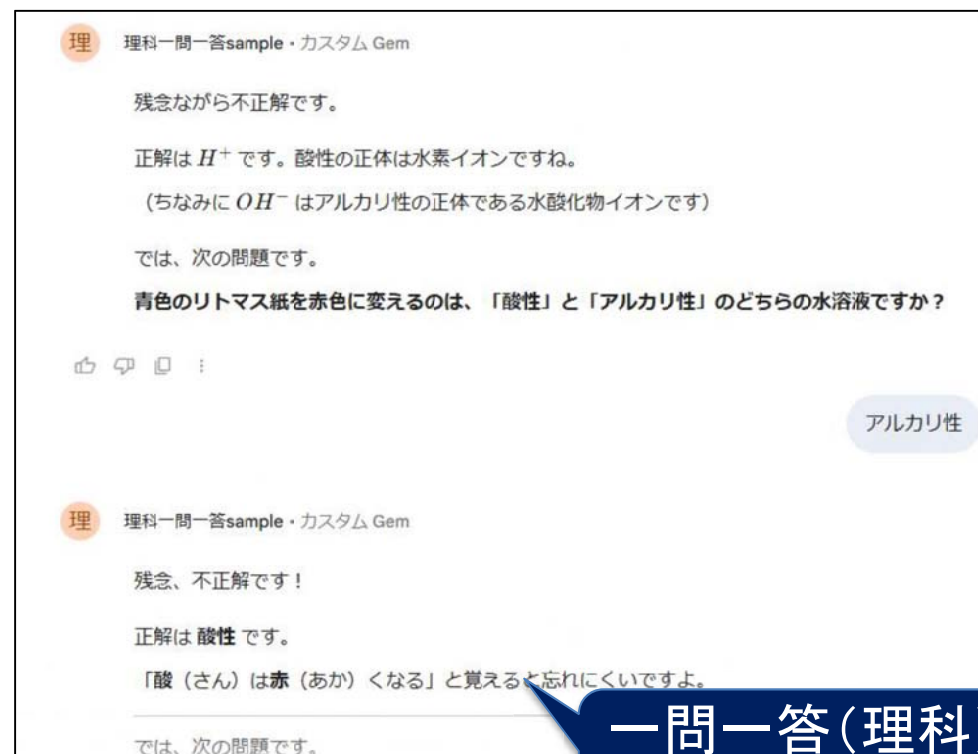
②現段階での評価理由を提示

③今後の改善点の方向を整理

- ・ 学習内容の定着 クイズ、一問一答アプリ、スライド、動画解説の作成
→ Gemini、NotebookLMを使用して 子ども自身が作成し活用、学級でも共有



クイズ(漢字)
NotebookLM



一問一答(理科)
Gemini(Gem)



NotebookLMにある
各機能(更新中)

児童生徒の生成AI活用開始に向けて

⑦スケジュール

4月～	石坂小 生成AI教育利用 文部科学省のパイロット校に決定 市内学校における研究協力員7名(小2名・中5名)の選出と依頼 「こめぷら」において生成AIを学ぶ動画コンテンツを公開	R8.4月～5月 体制構築と 市利用の 留意点の周知
5月～	教職員のリテラシー向上 研修講座「生成AIの活用とリスク回避」を実施 「校務DXに係る生成AI利用ガイドライン 2.0」の周知および、 「学習活動における生成AIの適切な利用に向けた指導上の留意点」の周知 研究協力員会発足式(21日)(児童生徒の利活用について十分な配慮をするよう要請する) 石坂小および長岡市のパイロット校7校(四郎丸小、黒条小、栖吉中、 宮内中、西中、堤岡中、大島中)の担当教員と打合せ	
9月	研究協力員中間報告 留意点および効果的な活用方法について意見交換	R8.6月～ 研究協力員に よる先行実践と 検証
1月	研究協力員最終報告 留意点および効果的な活用方法について意見交換	
2月 17日	四郎丸小、黒条小授業参観 子どもたちが生成AIを使って学習を進めている様子を観覧(予定)	
3月～	全市立学校へ連絡・周知(予定) 生成AIの児童生徒利用については、年度初めの校内研修(ガイドライン、留意事項の周知)および児童生徒への事前指導を前提とする。	

令和7年度 第2回長岡市スポーツ推進審議会報告

1 開催日時及び会場

- (1) 日 時 3月19日(木曜日) 午前10時から正午まで
- (2) 会 場 さいわいプラザ4階 教育委員会会議室

2 出席者

- ・ 長岡市スポーツ推進審議会委員8名（定員12名のうち4名欠席）
- ・ オブザーバー：（公財）長岡市スポーツ協会樺沢常務理事兼事務局長ほか1名
- ・ 事務局：小池市民協働推進部長、中山スポーツ振興課長ほか職員5名

3 会議内容（議題）

- (1) 第2期長岡市スポーツ推進計画の進捗評価について（協議）
- (2) 次期長岡市スポーツ推進計画策定委員等の体制について（報告）
- (3) 令和8年度主要事業の概要について（報告）

4 委員から出された主な意見

議題（1）第2期長岡市スポーツ推進計画の進捗評価について（協議）

- ・ スポーツをしない理由として、「人と比べられるのが嫌」、「足を引っ張る不安」という要因があるとのことだが、不安を和らげてくれるのは友達であったり、環境だと思う。学校や地域などはその環境作りをどうするかという取組が重要になる。
- ・ 学校体育以外で1週間に60分以上運動するというのは、おそらく習い事としてスポーツをしているかどうかになる。小学生段階では、どちらかというと保護者の課題になってくる。保護者からはある種の覚悟を持って頑張る、つまりスポーツ少年団に入る事によって経済的、送迎などの親の負担も大きくなるという部分を子どもが頑張りたいというのなら覚悟して頑張る、という話を聞く事があった。経済的な部分と、より大きいのは送迎の部分だと思われるので、こういう事に対する対応は必要、あるいは有効ではないか。
- ・ 部活動地域展開で家計、保護者への負担、特にお金の部分で部活動に比べて約3倍かかると言われている。やはり金銭的な部分で、やりたくてもできない子どもが増えて、それによりスポーツをする体験格差が生じてしまう。推進計画の全体評価の中にスポーツに関心がある方が7割近くというものがあるが、やりたくてもできないという格差が生まれてきてしまうと、長岡市全体の底上げをしたいとなった時にうまくいかないと思う。スポーツを出来る機会を増やしつつ、金銭的な負担についても具体的な考えや取組など頑張っていただきたい。